

西表島森林生態系保護地域に関する周知について

平成24年度より西表島森林生態系保護地域の区域が変更となったことから地元住民及び来島者に対し、新たな区域や取扱い（遵守事項等）について周知する必要がある。

効果的・効率的な周知のため、平成24年度より以下の方針で西表島森林生態系保護地域に関する周知を行うこととする。

既設説明板の更新、新規説明板の設置

西表島森林生態系保護地域に関する説明板が3箇所を設置されており、表示板の内容更新を早期に実施する。その際には、海外からの観光客を想定した英語表記も併記する。

また、既設説明板が少ないことから、普及啓発に効果的な場所に説明板の新設を検討する。

チラシ等の配布

西表島森林生態系保護地域の設定を知らない観光客・地元住民に対し、設定の目的と遵守事項等の協力依頼について周知するため、チラシの配布を検討。また海外からの観光客を想定した外国語版も検討する。

観光客等に対しては、入島以前に周知を図る必要があるため連絡船内やターミナル等で配布できるよう関係機関に協力を依頼する。

インターネットによる周知

西表島森林生態系保護地域の設定目的や遵守事項、各種取組等について広く周知を図るため、各種情報をインターネットに掲載する。また関係機関のHPとのリンク等に関しても検討する。



スグロミソゴイ



イリオモテヤマネコ



カンムリワシ



キンバト

西表島へ来島される皆さまへ 国有林からのお願い

西表島森林生態系保護地域の指定について

国有林では、貴重な野生動物植物が生息・生育する森林を森林生態系保護地域などの保護林に指定し、その保護・保全に努めています。

西表島には日本最大規模のマングローブ林や亜熱帯性の広葉樹林などで構成される森林が広がり、これらにはイリオモテヤマネコをはじめとする貴重な野生動物植物が生息・生育しています。こうした貴重な野生動物植物からなる生態系を保存し、自然環境の維持、遺伝資源の保存、学術研究などの推進を図るため、九州森林管理局では平成3年に西表島森林生態系保護地域を設定し、また平成23年度にはその区域を大幅に拡大しています。

西表島森林生態系保護地域では保存地区と保全利用地区に区分し、保存地区では自然環境の厳正な維持を、保全利用地区では保存地区に外部の影響が直接及ばないよう、緩衝の役割を果たすこととして、それぞれ保護・保全を行っています。

森林生態系保護地域の指定区域については裏面をご覧ください。

自然環境保護・保全のお願い

西表島の貴重な自然環境を将来にわたって引き継いでいくため、下記の行為を行わないよう、皆さまのご協力をお願いいたします。

- ・動植物、枯れ木、土壌、岩石等の採取、損傷
- ・歩道以外の林地、湿地等への立ち入り
- ・指定された場所以外でのキャンプ
- ・ゴミ捨て、異物等の放置
- ・たき火、花火等
- ・ペットの持ち込み
- ・その他森林生態系に影響を及ぼすと思われる行為

異常を発見された場合やご不明な点は下記までご連絡をお願いいたします。

沖縄森林管理署	098-868-8829
沖縄森林管理署 大原森林事務所	0980-85-5308
沖縄森林管理署 祖内森林事務所	0980-85-6201
九州森林管理局 指導普及課	096-328-3593
西表森林環境保全ふれあいセンター	0980-88-0747

林野庁 九州森林管理局

